

豊中市展示会等出展支援補助金募集要領

1. 趣旨

豊中市内の中小企業者の販路開拓支援を目的として、製品、技術又はサービス等を自ら紹介する展示会や見本市等への出展を行った中小企業者に対する出展費用の補助を行うにあたって、補助対象者を募集します。

2. 申込要件（以下の要件を全て満たしていること）

- ・ 豊中市内に本店所在地又は事業所を有すること
- ・ 中小企業基本法に定める中小企業者（※）又はビジネス的事業運営に取り組む NPO 等（法人税法上の収益事業を営んでいる者）であること
※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定するもの（ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除きます。）
- ・ 豊中市税を完納していること
※ただし、非課税又は免除の場合は納税しているとみなします。

※ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

3. 補助対象経費等

（1）補助対象事業

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの期間に開催される、出展料 10 万円を超える展示会等（オンライン開催を含む）に製品、技術又はサービス等を出展する事業

※展示会の開催日が上記期間内であれば、出展料の支払いが令和 7 年 4 月 1 日以前でも対象となります。

（2）補助対象経費

出展料（小間料）

※消費税及び地方消費税は含みません。

※出展料以外の設営費や運送費、工事費、リース代、人件費等は補助対象外となります。

（3）補助金額

補助対象経費の 2 分の 1、限度額 15 万円まで（千円未満の端数は切り捨て）

※補助回数は、出展回数に関わらず 1 事業者あたり年度内 1 回限りです。

(4) 補助対象外事業

次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

- ・ 広く一般に公開されない展示会等に出展する場合
- ・ 一般消費者に対するその場での販売を主な目的とした展示会等に出展する場合
- ・ 自社が開催し、又は共催する展示会等に出展する場合
- ・ 国、府又はその他の公共団体の補助金等を受ける場合

4. 申込手続等

(1) 申込期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

※申込みは予算に達し次第、終了させていただきます。

(2) 申込方法

以下の必要書類を産業振興課まで、**持参・郵送・メール**のいずれかの方法でご提出ください。

※応募の際に提出された書類の返却には応じませんので、事前にコピーしておく等のご対応をお願いします。

※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

必要書類	
①	豊中市展示会等出展支援補助金交付申込書兼請求書【様式第1号】
②	補助事業実績等報告書
③	会社概要のわかるもの（会社案内、パンフレットなど）
④	豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類（写） 例：履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの） 直近の確定申告書や所得税青色申告決算書、開業届 等 ※税務署に提出する書類の場合は、税務署が受付済みであることがわかるもの
⑤	豊中市税の完納を証する書類 例：豊中市税に未納のない証明書
⑥	出展料（小間料）が確認できるもの（請求書、展示会パンフレットなど）
⑦	出展料の支払いを証する書類の写し（領収書、振込明細書など）
⑧	事業実績の分かるもの（展示会パンフレット、展示会当日の写真） ※事業者名が確認できるものであること

(3) 補助金の交付

- 審査のうえ、適正と認められる場合に限り、補助金を交付します。
- 交付決定の通知は、申込書に記載の金融機関口座への補助金の振り込みをもって代えさせていただきます。
- 補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知をします。

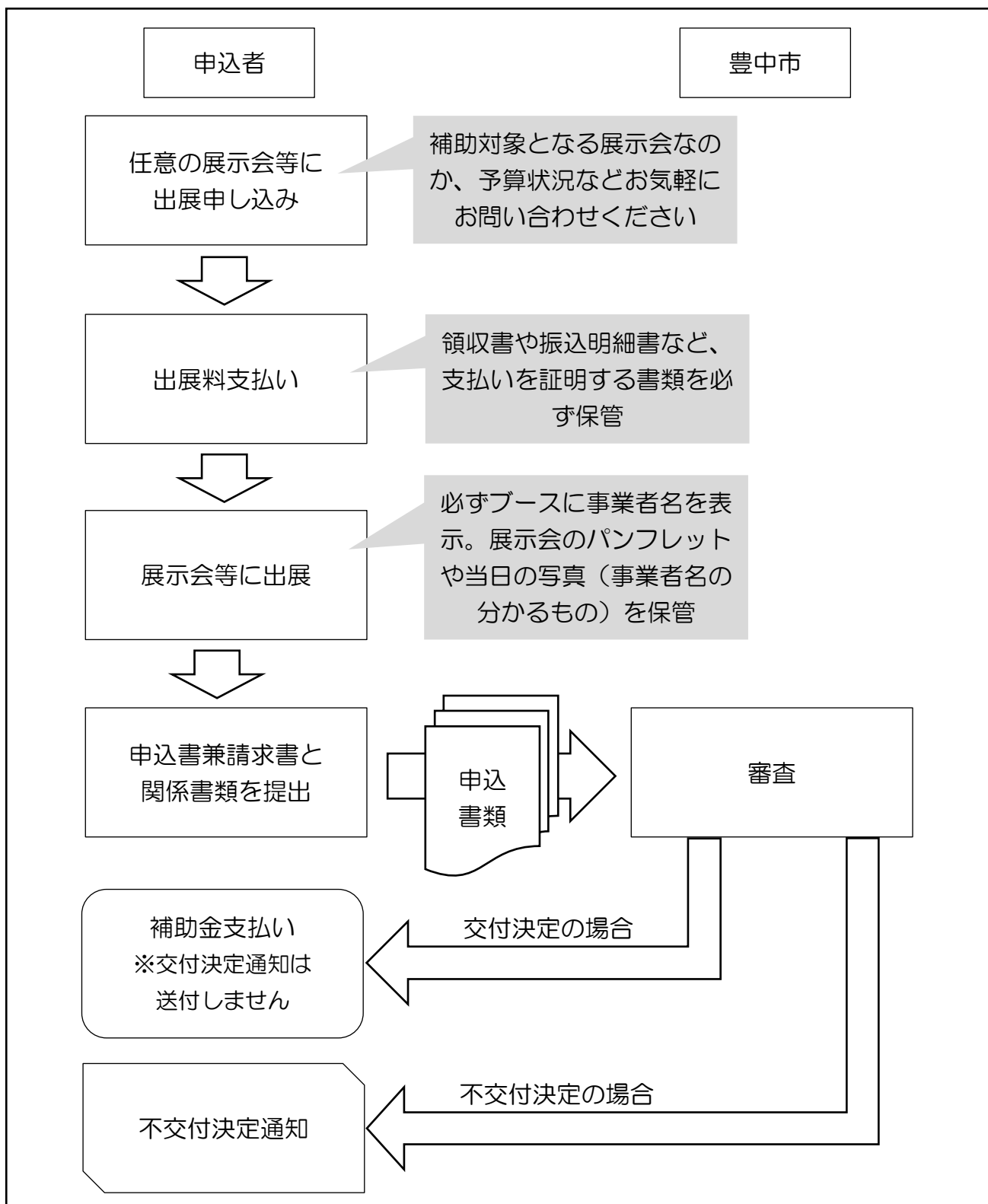
5. その他

(1) 本補助金は、予算に達し次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。本補助金の利用を検討している事業者は、事前に産業振興課まで予算状況について、必ずお問い合わせください。

(2) 補助金の交付決定後、申込要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、豊中市は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金の返還を求めることがあります。

(3) 交付決定を受けた事業については、事業者名や展示会名等について、HP 等で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

■参考 申込手続きの流れ



<問合せ・郵送先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（第一庁舎 5 階）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2199 FAX：06-4865-2058

開設時間：平日 9 時から 17 時 15 分まで